投資信託取引報告書等の電子交付サービス利用規定

1. 電子交付サービスとは

投資信託取引報告書等の電子交付サービス(以下、「当サービス」といいます)は、 法令により投資信託お取引に関して当行からお客さまへの交付が義務付けられている 取引報告書等の書面を、「書面での交付(郵送)」に代えてウェブサイト上(インタ ーネット投資信託サービス)において「電子書面(PDFファイル)で交付し閲覧で きるサービス」です。

2. 電子交付対象書面

当サービスの対象となる報告書等は、以下の13種類です。

- (1)取引残高報告書/ご投資状況のお知らせ
- (2)取引報告書(投資信託)
- (3)運用報告書
- (4) 償還金のご案内
- (5) 特定口座年間取引報告書送付のご案内
- (6) 特定口座譲渡損益額のお知らせ
- (7) 上場株式配当等の支払通知書
- (8) 少額投資非課税口座 (NISA 口座) 開設のご案内
- (9) つみたてNISA に関するお客さまにご負担いただいた費用・報酬のお知らせ
- (10) 非課稅口座内保管上場株式等払出通知書
- (11)特定口座内保管上場株式等払出通知書
- (12)取引報告書(債券)
- (13) 償還金のご案内(債券)

3. 利用条件

以下いずれかに該当する場合、お客さまが特段の手続きを行わない限り当サービス を利用するものとし、当行は原則として前記2. の通知状等の郵送を行いません。

- (1) 常陽ダイレクトバンキング「アクセスジェイ」のご契約者かつ投資信託口座を 関連口座として登録されている
- (2)「常陽バンキングアプリ」をご登録されている

なお公共債に関する対象書面の電子交付については、投資信託口座をお持ちのお客 さまで、上記(1)または(2)に該当するお客さまのみが対象となります。

4. 利用手数料

当サービスのご利用手数料は無料です。

5. 利用方法

当サービスによる各種報告書等の閲覧は、インターネット投資信託サービスよりご 利用になれます。

インターネット投資信託サービスのご利用方法は以下のとおりです。

- (1) アクセスジェイの場合、ログイン後に「投資信託」メニューを開く。
- (2) 常陽バンキングアプリの場合、マイページ(運用資産)の「投資信託」メニューから「明細照会・取引をする」をタップする。

6. 利用開始時期等

お客さまが上記3. の利用条件を満たした日の2営業日後以降に作成される前記2. の書面が、当サービスでの電子交付の対象となります。報告書等の作成基準日は、当行ホームページに掲載します。

システム登録の完了時点で、インターネット投資信託サービスにアクセスされたことが無い場合、インターネット投資信託サービスへの初回アクセス後から、電子交付が開始されます。

なお、当行における個別のシステム登録等により、上記初回アクセス前から、電子 交付が開始される場合がございます。

当サービスによる各種報告書等の閲覧は、報告書等作成日の翌営業日から、作成日の5年後まで可能です。アクセスジェイを新規にご契約される場合は、「アクセスジェイご契約者カード」がお手元に届いた後(お申込後約2週間で郵送)に閲覧が可能になります。なお、すでに郵送で交付した報告書等は、当サービスによる閲覧はできません。

【ご注意事項】

- ・ 当サービスは、当行のウェブサイト上(インターネット投資信託サービス)に書面の記載事項を記録 し、お客さまの閲覧に供する方法により行います。
- ・ 当サービスのご利用には、「アクセスジェイ」のご契約または「常陽バンキングアプリ」のご登録、 および当行ホームページ等で推奨するインターネット利用環境、PDFファイル閲覧ソフト等が必要 となります。
- ・ 当サービスのご利用は、インターネット投資信託のサービス時間帯に限ります。
- ・ 当サービスの申込は、前記 2. の対象書面について一括して行うものとし、一部の書面のみに限定してのご利用はできません。前記 2. の対象書面に変更(追加・削除)が生じた場合には、当行ホームページ上にてお知らせし、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものといたします。
- ・ 当サービスをご利用いただいている場合でも、法令の変更や監督官庁等の指示、またその他必要な状況が発生した場合には、当サービスに代えて、既に当サービスで交付した書面も含めて郵送による交付を行うことがございます。
- ・ 以下に該当する場合には、当サービスのご利用を中止させていただき、各種報告書等は郵送による

交付に変更させていただきます。

- (1) お客さまが当サービスの利用中止を申出た場合
- (2) お客さまが投資信託口座を解約した場合
- (3) お客さまがアクセスジェイ関連口座から投資信託口座を削除した場合(注1)
- (4) お客さまがアクセスジェイを解約した場合(注1)
- (5) 当行が合理的な理由をもって利用中止が適当であると判断した場合
- (注1) 常陽バンキングアプリからインターネット投資信託サービスを利用することで、当サービスの利用が再開 されます。

以上

(2024年9月3日現在)